

新建復興支援会議 発言メモ

20110510 みやぎ支部 阿部

[現状と当面のこと]

◆被害の全体像は……

◆復興とみやぎ支部のこと

- ・なにせ十数名の小さな組織、実働会員も少ない。
→活動の規模は小さくとも、“大きな顔”をしているのが特徴（「重要なこと」だと思う）
- ・昨年の40周年の取組の余韻みたいなもの（ゆるやかなつながり）がある。
- ・支部として、組織的な動きをすることは無理。…この支援会議が頼り。

◆大震災後二ヶ月目の今

- ・「(生者は) 49日が過ぎ、より深い悲しみに…」という見方。一方、復興の掛け声。連休を機に、日常を取り戻そうとする動きが強まる。
9日NHKニュース
- ・主体的な、コミュニティレベルの復興の動きが（南三陸町の集落など）。
住居の申し出による仮設住宅 地→1901年(宮城県)
- ・しかし、多くの被災地が復興への目途は立たず…。何と今もってガレキの山を縫うように、食糧を求める長蛇の列・・・(石巻市など。私のような者でさえ、憲法25条を意識せざるを得ない)
- ・県、市町村による復興計画策定の動き。「早くビジョンを」と「住民主体で」の狭間で…。
→加えて、国交省の大規模コンペ（調査、計画・パターン検討、事業）

◆連携・共同の復興をめざして

- ・県民レベルの動き：広範な県民への呼びかけが必要
名称：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター
設立日時：2011年5月29日(日) 13時30分～16時00分
会場：仙台国際センター(萩) 規模 300～500人
→新建も支部として参画
- ・建築、住まい、まちづくり分野のネットワーク形成
→様々な動き。が、簡単にはいかない事情もあり。学会、建築設計・コンサル界の動き
→自由法曹団と新建の勉強会（個人的には下記の取組をしながら、輪を広げ、例えば兵庫県震災復興研究センターのような仕組みづくりができればと思っています）

◆復旧・復興（計画）への警鐘、提言、参画

- ・まさに“復興災害”を繰り返さないを合言葉に（阪神・淡路大震災復興の教訓）
→支援会議及び会員の力添えが重要（長期を見据えた取組へ「あらたな建築、まちづくり、技術者像を求めて」）
復興基本法

◆身近な活動

→仮設住宅居住者支援の活動：仙台市太白区長町230戸約700人

被災者数 (7日現在、警察庁まとめ)

	死亡	行方不明	避難
全国合計	14,877	9,960	119,656
主な都道府県			
北海道	1		1,064
青森	3	1	993
岩手	4,377	3,299	37,482
宮城	8,907	5,978	35,538
秋田			536
山形	2		485
福島	1,529	679	25,372
茨城	23	1	353
栃木	4		530
群馬	1		2,565
埼玉			4,544
千葉	19	2	1,334
東京	7		991
神奈川	4		641
新潟			4,500



河北新報のニュースサイト・コルネット

宮城のニュース

「沿岸部の住宅建築禁止」 78年前宮城県が独自条例

東日本大震災の津波で沿岸部に甚大な被害を受けた宮城県に戦前、1933年の昭和三陸津波の教訓を生かした独自条例(規則)があった。津波による浸水が予想される沿岸部の住宅建築を原則禁止するという罰則付きの厳しい内容だった。

33年の県公報によると、正式名称は「海嘯罹災地(かいしゅうりさいち)建築取締規則」。昭和三陸津波の発生から約3カ月後の6月30日に公布、施行されたとみられる。

津波で被災する恐れがある地域内では、知事の認可なく住宅を建築することを禁止。工場や倉庫を建てる場合は「非住家 ココンスンデハ キケンデス」の表示を義務付け、違反者は拘留か科料に処せられるとある。

県私学文書課によると、この取締規則は今も存在しないが、廃止された記録もない。50年の建築基準法施行後、市町村が災害危険区域を指定し、住宅建築を制限できるようになり、役割を終えたと推測される。

現在、県内で災害危険区域を条例で指定しているのは仙台市、南三陸町、丸森町だけ。建築基準法は違反者に50万円以下の罰金を科すことを認めるが、3市町の条例にはいずれも罰則規定はない。過去の教訓は引き継がれなかった。

気仙沼市に住む畠山和純県議会議員は「当時は海岸近くに住宅は建てず、みな高台に家を構えたのだろうが、代替わりするうち形骸化したのかもしれない」と分析。「立派な堤防で津波に抵抗しても無駄なことは、今回の震災で身に染みた。今後、防災対策を考える際は、この良き先例に学ぶべきだ」と話している。

2011年04月05日 火曜日

Copyright © The Kahoku Shimpō

名勝・松島



「住宅再建か景観保全か」でゆれる名勝・松島＝4日、本社機から、堀英治撮影

住宅再建か 景観保全か

東日本大震災の津波被害からの復興をめくり、日本三景の一つ「松島」(宮城県松島町など)が揺れている。津波から身を守るため高台への移転を求める地元要望に、国宝級の美しい景観を守るための法規制が立ち上がる。住宅再建か、景観保全か。担当の文化庁には判断できずにいる。

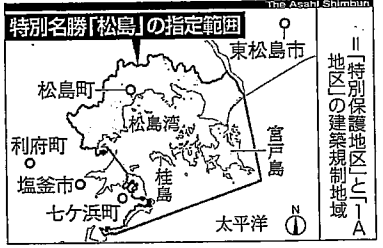
「高台に家を」被災住民

「同じような家は建てたくない」松島の「三ツ、桂島」(宮城県塩釜市)でノリ養殖業を営む内海茂夫さん(55)はため息をついた。内海さんが約8年前、約1500万円かけてリフォームした2階建ての住宅は、津波で流された。浜辺近くの約5千万円のノリ乾燥施設も失った。それでも、養殖を続ける。同じような家は建てたくない。同じような家は建てたくない。同じような家は建てたくない。

特別名勝・松島

宮城県松島町や塩釜市など2市3町に広がる景勝地。日本三景の一つで、木々が生い茂る大小230余の島々が連なる。江戸時代の俳人・松尾芭蕉は、美しい松島の月を見て「眠ろうとしても眠れなくなった」と「奥の細道」に記した。

1923年に文化財保護法の前身にあたる史跡名勝天然記念物保存法の「名勝」に指定。52年には、海面も含めた約1万2600畝が国宝級の「特別名勝」に指定された。景観保護を目的に建築規制がかけている。



地区内は文化財保護法に基づき、文化庁の指導で県が作る景観管理計画で7段階に分けて建設を制限。76分の桂島の高台の多くは、建造物の新築が認められていない「特別保護地区」と「1A地区」だ。高台は規制の壁で新築できない。低地は津波の心配がある。このシレンマに、被災者は悩んでいる。

「残すこと重要」文化庁

被害調査で現地入りしてある文化庁の本中真主任調査官は13日、同県塩釜市の渡辺誠一郎教育部長と会談した。「規制」についての議論は平行線をたどった。渡辺部長「復興にとって規制は大きな課題。保護と復興を調和させる選択肢を示してほしい」

「残すこと重要」文化庁

本中調査官「任んでいる方が大事だが、特別名勝の価値を守ることを前提とした計画をまとめていた方がいい」被災地の「復興優先」の声に文化財保護の必要性の訴えがかき消されることを懸念する。同庁は懸念する。桂島などで住宅建設の要望があるのは、規制の厳しい特別保護地区「1A地区」。文化庁のある幹部は「松島の中核的なエリア。原理原則を曲げるのは難しい」と緩和には慎重だ。

和を要求した。県が期待を寄せるのは文化財保護法125条だ。「非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」県側は、この例外規定を家屋に適用して「弾力的な運用を」と求める。ただ、松林と切り立った岩肌の景観が失われると、中長期的には観光産業がダメージを受けかねない。指定区域内の自治体関係者の一人は懸念する。「いったん規制を緩めれば、取捨がつかなくなる恐れがある」(上田学、高橋昌宏)

同庁記念物課の矢野和彦課長は「命と文化財のどちらが大事かと言われるれば命に決まっている。だが、世代を超えた国民の宝でもある文化財を子孫に残すことも重要。国全体で議論する必要がある」と話す。名勝の保護に詳しい田中哲雄・元東北芸術工科大学教授(造園学)は「自然の造形美は松島の景観の重要な要素。規制を面的に緩めるのではなく、個別に例外措置として建設を許可するかを検討すべきだ」と指摘している。(赤田康和)

集落営農の活用を

高野秀策・JA仙台組合長

—東日本大震災による供給基地だった。百万都市・仙台の食料を生産し、管内の被害状況は。

「沿岸部の農地約2千ヘクタールの環境を守った。壊滅的が津波で冠水した。水田は1800ヘクタール作付けができた。自宅も農機具なども流された農家は約700戸。急な作付けを頼んだが、管内では300ヘクタールしか

「被災のひどいところ」に緊急に作付けを頼んだが、管内では300ヘクタールしか



たかの・しゅうさく 68歳、JA宮城中央会理事。仙台市宮城野区で10代続く農家でもある。

私の復興計画

補えなかった。あとは管外でのカバーを県にお願した。だが、時間的な制約もあり、計画通りの生産はできない。それも残念だ。

「離農を考える人もいる。辞めたいという人がいるのは事実。でも、農業を支える60代の方々は、どこかで働くことも難しいから続けたいと言っている。特に野菜農家は毎日の売り上げで生活しており、土地を

再区画整理も選択肢に

借りてでもやりたい。農協としても土地の幹線や中古農機などのリースを考えている。何とか秋野菜の時期までに間に合わせたい。

「被災水田のこま作りはどのようになりますか。」

「東部地区では、市街地と仙台東部道路の間に市の幹線水路があり、その付近の一部では作付けが可能だが、それ以外は困難だ。特に東部道路東側の沿岸部は塩分濃度も高く、地盤沈下や覆った土砂もある。農地再生には3〜5年かかることも言われるが、見通しを立てるのは難しい。」

「国は水田の復旧を目指す考えです。将来の再生指す考えです。将来の再生指す考えです。将来の再生指す考えです。」

「集落営農組織を活用したい。転作も稲作も担い手

取材を終えて

沿岸の田圃地帯は津波で壊滅的な被害を受けた。がれきの撤去や除塩対策などの復旧作業が進むが、被災農家は作業場や農機具なども失っており、個人で農業を再開するのは困難だ。稲作の経営主体として、集落営農や農業法人などが待たれている。

（荒海謙一）

ぎよの天気 6-12時 降水確率 12-18時

0	仙	台	0
0	古	川	0
0	石	巻	0
0	白	石	0

仙	石	白
南東	南東	南東
波 1.5m	波 1.5m	波 1.5m
最高 16度	最高 8度	最高 5度
最低 17度	最低 5度	最低 7度
最高 15度	最高 7度	最高 6度
最低 17度	最低 6度	最低 6度

仙	石	白
南東	南東	南東
波 1.5m	波 1.5m	波 1.5m
湿度 70%	湿度 70%	湿度 70%
最高 4.35	最高 4.34	最高 4.34
最低 18.32	最低 18.33	最低 18.33
最高 6.18	最高 7.12	最高 7.12
最低 21.25	最低 22.14	最低 22.14
最低 2.8	最低 3.8	最低 3.8

大同団結し議論を

須能邦雄・石巻魚市場社長

「魚市場や水産加工場が津波で壊滅状態になったが、復興の道筋は？」

「あたり一面に広がるがれきの山の撤去と、冷蔵・冷凍庫の損壊で腐った魚の処分をしないと何月にも進まない。特例で海洋投棄が認められた。4月上旬から連日、加工会社の従業員らが倉庫から運び出しているが、終わるまでに1カ月以上かかるだろう。」

「石巻の水産関係者が集まって3月末に「復興会議」を設立しました。」

私の復興計画

「行政に任せるのではなく、業界の要望をまとめて国に支援を求めていく目的で立ち上げた。海洋投棄もその一つだった。100人以上が集まって毎週話し合いをしているが、仕事が再開できず、時間がたつほどにだんだん見える。加工業者だけで約200社あって、それぞれ立場も違うから、話を詰めていくといろんな課題が出てくる。」

「具体的にはどんな課題ですか。」

水揚げ、来月再開めどす

「例えば、共同利用できる冷蔵庫や加工場を造ってほしいという声があるが、どこに造るかという問題が出てくる。加工場が集まる一帯の土地は大半が個人所有。共同施設を建てる土地は整備され、地代も発生するだろうから、建設地以外の土地と不公平感が生じてしまう。県や国が一律すべて買い上げて再開発でもすれば平等になるが、現実的には難しい。」

「石巻の水産業界を一つの経営体にしてはどういう意見もあるか。」

「それは無理だ。魚市場だって競りがあって初めて魚価が形成される。加工業者も規模が違うため一緒にできない。魚が腐って赤字も背負った。設備はリースがほとんどで、残ったりた魚がクレームで積み込ま

取材を終えて

長さ650メートルもある青い屋根がぐちゃぐちゃに壊れた石巻魚市場。「ここまで市場だった」と指さされても、見る影もなかった。すぐ前の岸壁では土砂運搬船が横付けにされ、壊れた冷蔵庫から運び出された腐った魚がクレームで積み込ま

「被災者はすぐ農業を再開できず、生活資金に不安を感じている。雇用を作ってほしい。地域をよく知っているから、がれき撤去や除塩などの仕事で仲介の労をとってほしい。移転するにしても、一緒に住みたいと願っている。地域の伝統や行事も残したい。それにも力を貸してほしい。」

「被災者はすぐ農業を再開できず、生活資金に不安を感じている。雇用を作ってほしい。地域をよく知っているから、がれき撤去や除塩などの仕事で仲介の労をとってほしい。移転するにしても、一緒に住みたいと願っている。地域の伝統や行事も残したい。それにも力を貸してほしい。」

「被災者はすぐ農業を再開できず、生活資金に不安を感じている。雇用を作ってほしい。地域をよく知っているから、がれき撤去や除塩などの仕事で仲介の労をとってほしい。移転するにしても、一緒に住みたいと願っている。地域の伝統や行事も残したい。それにも力を貸してほしい。」

（佐藤正人）

宮城

仙台総局 (東北取材センター)
〒980-0014
仙台市青葉区本町2-2-6
☎ 022-223-3116
fax 022-223-3119

宮城アサヒ・コム
http://mytown.asahi.com/miyagi

購読・配達のご用は ☎ 0120-33-0843 (7:00~21:00)
広告のご用は ☎ 022-263-0131
折り込みのご用は ☎ 022-236-6763

きよの天気

6-12時 降水確率 12-18時

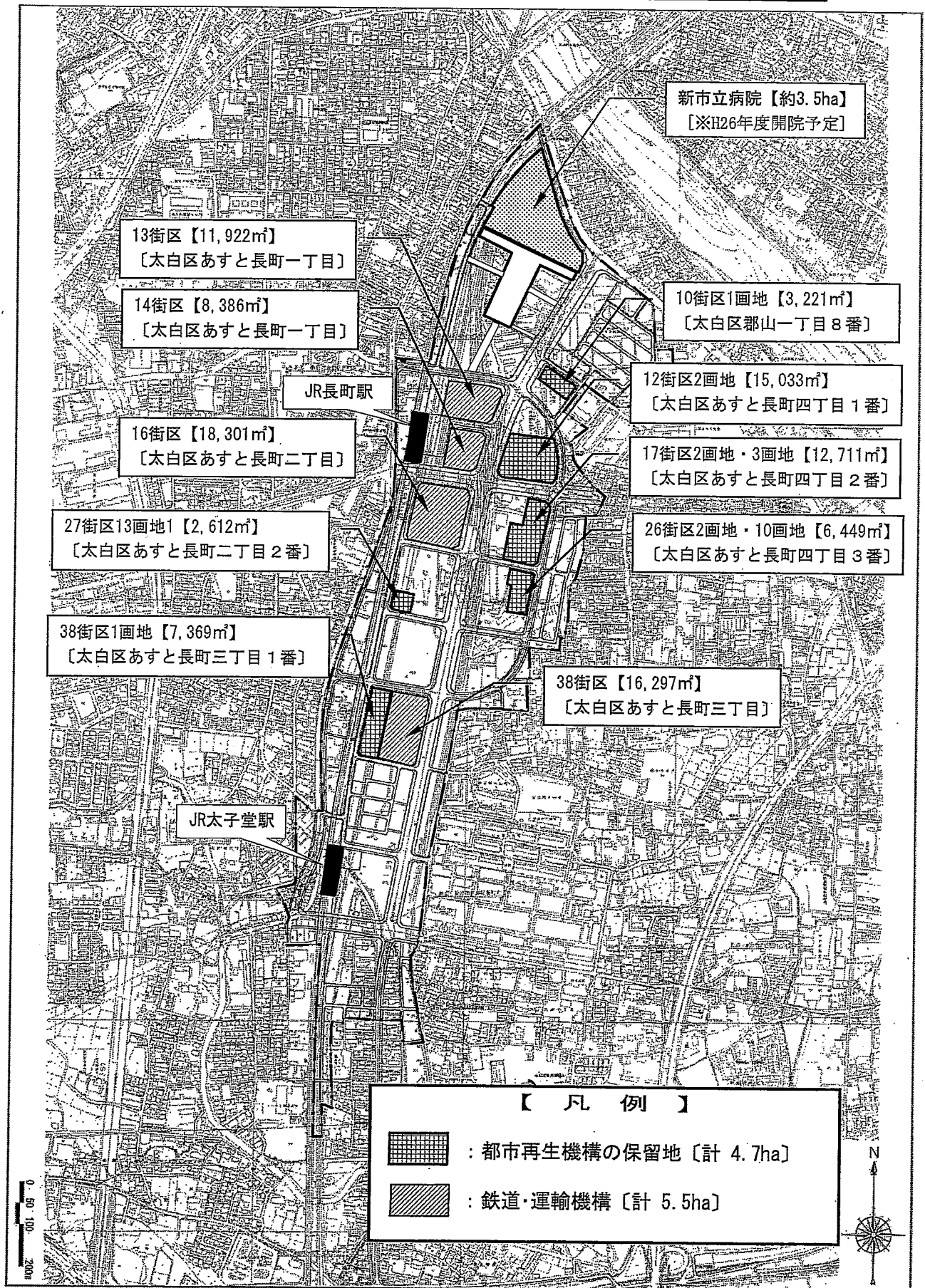
10	仙	台	10
30	古	川	10
20	石	巻	20
10	白	石	10

仙	石	白
南東	南東	南東
波 2.5m	波 2.5m	波 2.5m
最高 20度	最高 11度	最高 10度
最低 20度	最低 10度	最低 10度
最高 16度	最高 21度	最高 10度
最低 21度	最低 10度	最低 10度

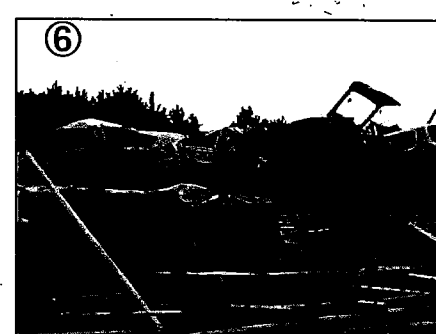
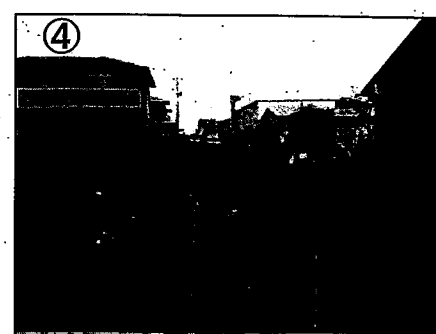
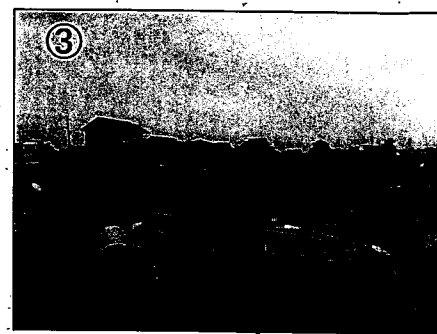
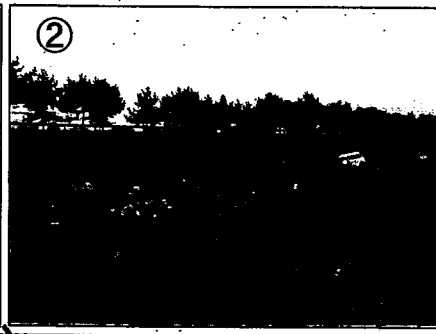
仙	石	白
南東	南東	南東
波 2.5m	波 2.5m	波 2.5m
湿度 50%	湿度 50%	湿度 50%
最高 4.33	最高 4.34	最高 4.34
最低 18.34	最低 18.33	最低 18.33
最高 8.12	最高 7.12	最高 7.12
最低 22.58	最低 22.14	最低 22.14
最低 4.8	最低 3.8	最低 3.8

仙台市「あすと長町地区」仮設住宅候補地 位置図

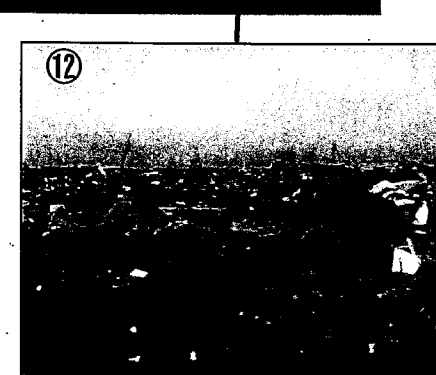
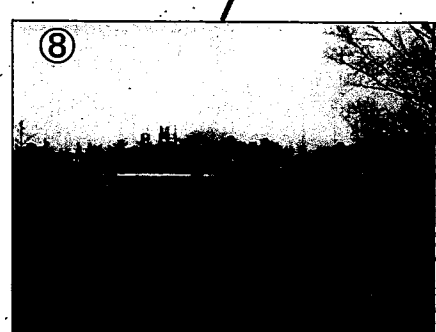
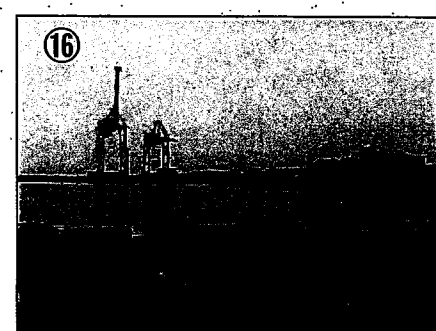
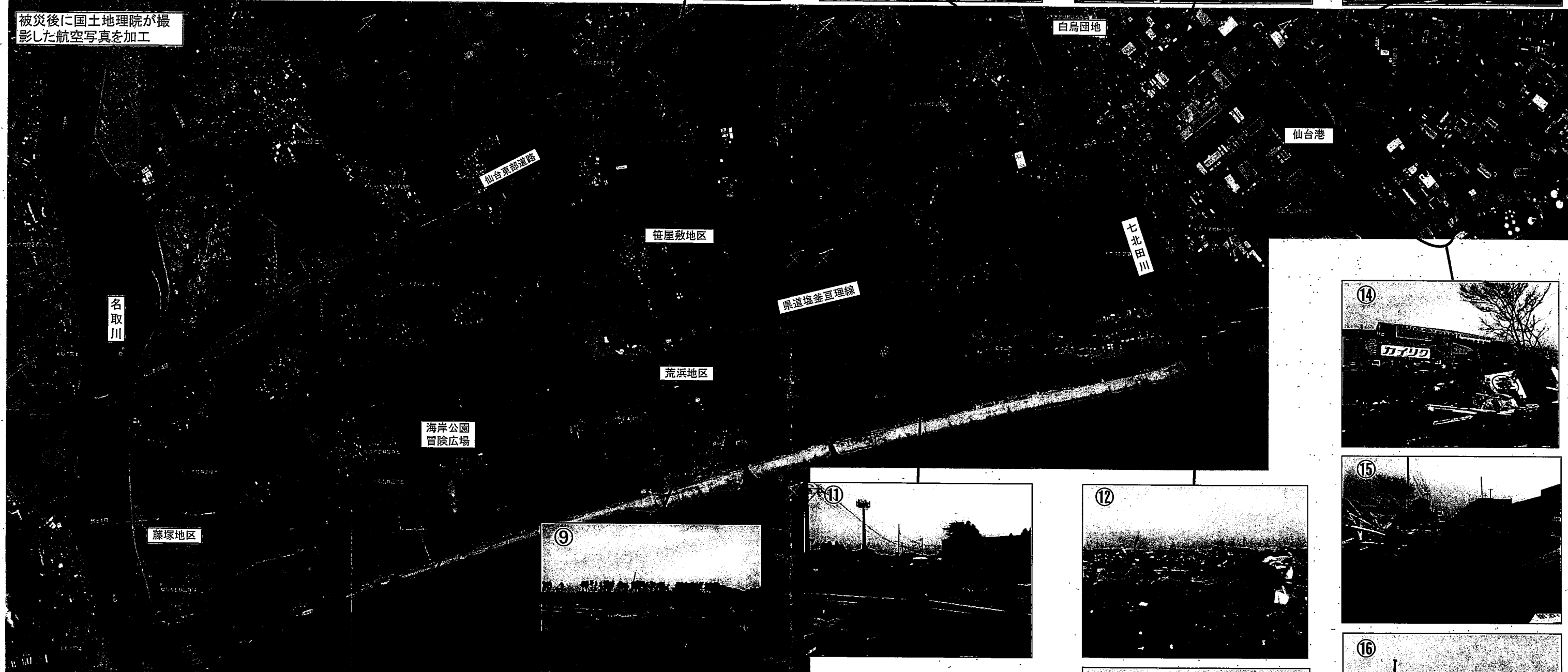
〔平成23年3月22日現在〕



東部地区被害状況写真

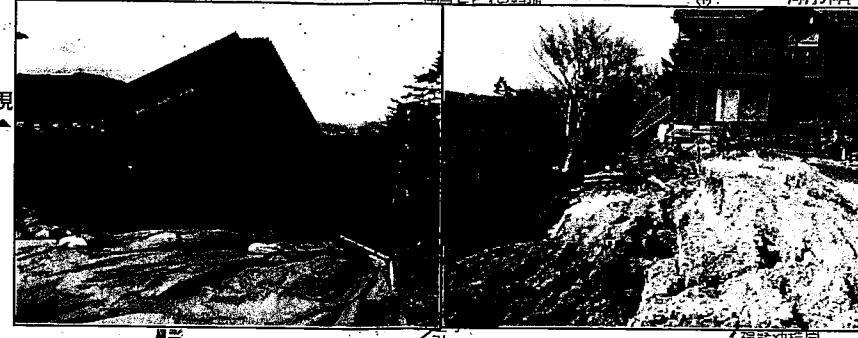
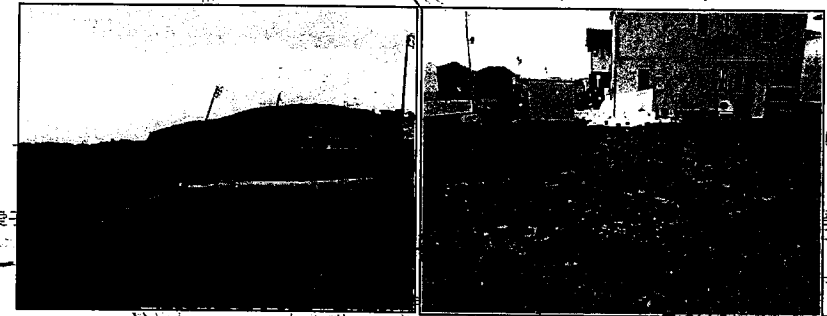


被災後に国土地理院が撮影した航空写真を加工



西部丘陵地区被害状況写真

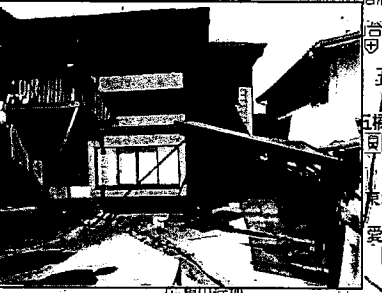
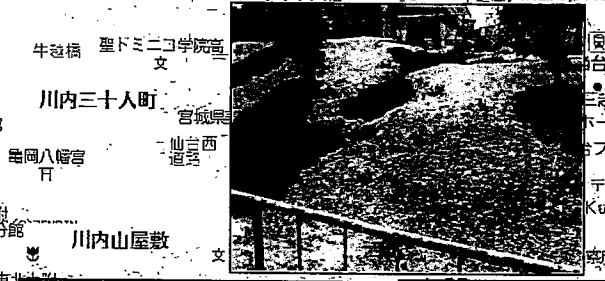
高野原二丁目、三丁目



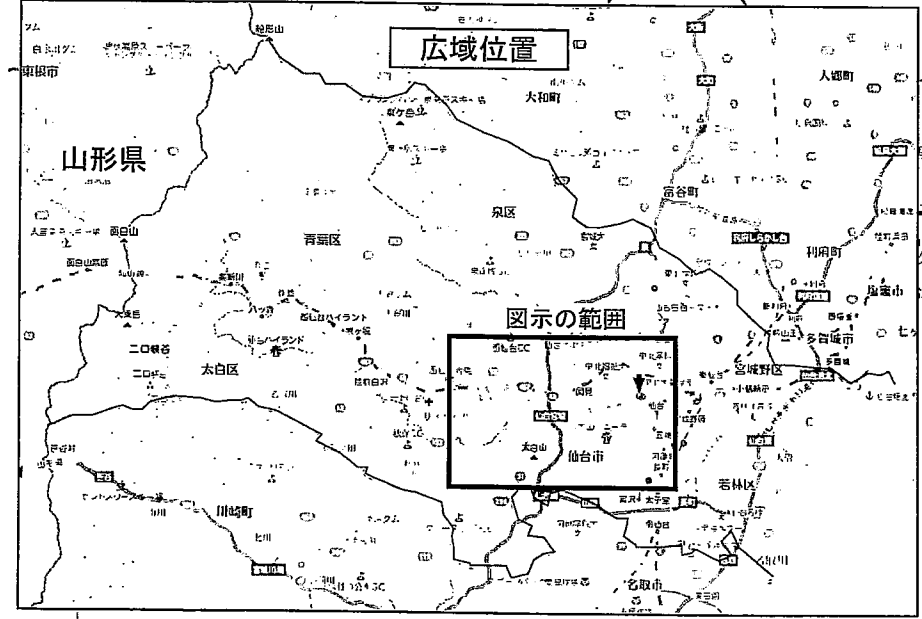
西花苑一丁目



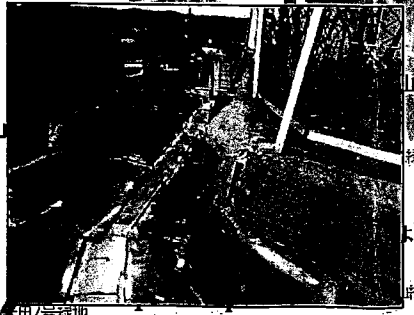
折立五丁目



広域位置



緑ヶ丘三丁目



仙台の丘陵部 住宅団地に深い爪痕



激しい揺れで壁が陥没した民家—29日午前10時50分ごろ、仙台市青葉区折立5丁目

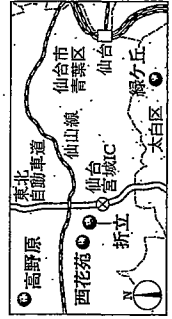
「山津波」家が裂ける

今なお広がる地割れ

本県丘陵部に連続的被害を受けた日本大震災は、仙台内陸部の佳地に深い爪痕を残した。丘陵地は揺れや地割れで家や畑、地盤のずれはますます拡大する。「丘陵地帯と比べた場合は言えないが」、佳地には、やむを得ず被害が広がらない不安な面がある。

▼崖下落下の恐れ
激しい揺れで、折立5丁目の丘陵部で、土の崩落や崖下の落下の恐れがある。建物の4分の1が崖に落ち、危険な状態にある。

▼家々裂け目
折立5丁目から北西に1キロ、丘陵部西花畑上丁目の丘陵部で、土の崩落や崖下の落下の恐れがある。建物の4分の1が崖に落ち、危険な状態にある。

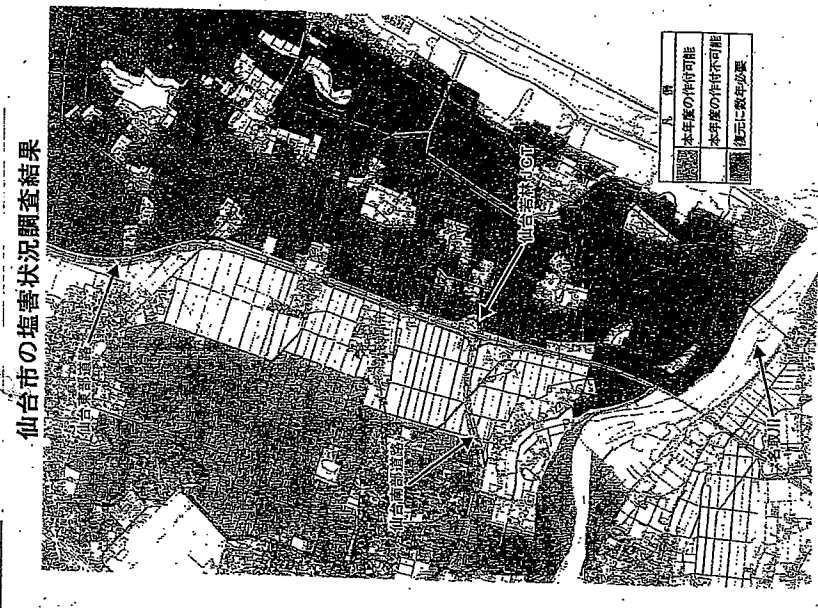


仙台東部の農地

1800 今年農作不能

塩害、排水機場全壊

本県で最も被害を受けた仙台東部の農地は、約1800ヘクタールに達する。塩害の被害は、このうち約8割に達している。排水機場が全壊し、農地の塩害が深刻化している。農家は、塩害による農作不能の被害に悩んでいる。塩害の被害は、農地の塩化率が高くなるほど深刻になる。塩害の被害は、農地の塩化率が高くなるほど深刻になる。塩害の被害は、農地の塩化率が高くなるほど深刻になる。



仙台市の塩害状況調査結果

本年度の作付可能
本年度の作付不可
第三に被害が甚

元で生活不安了割

津波被災者で、元の生活に戻れない不安を感じている人が、約半割に達している。被災者は、元の生活に戻れない不安を感じている。元の生活に戻れない不安を感じている。元の生活に戻れない不安を感じている。

宮城沿岸避難者 本社アンケート

「震災後の生活に、不安を感じている人が、約半割に達している。被災者は、元の生活に戻れない不安を感じている。元の生活に戻れない不安を感じている。元の生活に戻れない不安を感じている。」

津波防災 過半数意識せず

津波防災について、過半数の被災者が意識していない。被災者は、津波防災について、過半数の意識を持っていない。津波防災について、過半数の意識を持っていない。津波防災について、過半数の意識を持っていない。

宮城沿岸避難者 本社アンケート

「震災後の生活に、不安を感じている人が、約半割に達している。被災者は、元の生活に戻れない不安を感じている。元の生活に戻れない不安を感じている。元の生活に戻れない不安を感じている。」

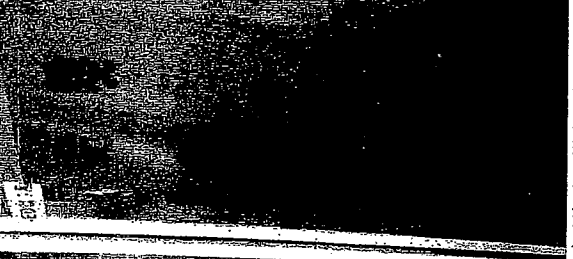
津波防災 過半数意識せず

津波防災について、過半数の被災者が意識していない。被災者は、津波防災について、過半数の意識を持っていない。津波防災について、過半数の意識を持っていない。津波防災について、過半数の意識を持っていない。

仙台ビルやマンション 危険判定続出

ひび割れ、ドア変形 849棟 倒壊の恐れ

東日本大震災の影響による二次被害を防ぐため、高層ビルやマンションの危険判定が、仙台市で続出している。仙台市では、危険判定が、仙台市で続出している。危険判定が、仙台市で続出している。危険判定が、仙台市で続出している。



倒壊の危険があると判定された市営住宅。作業員が落下したかたがたの撤去に当たっていた—仙台市宮城野区

宮城県	危険(棟)	要注(棟)
仙台市	1453	96
石巻市	188	50
塩釜市	50	410
角田市	221	5
登米市	5	150
大田原市	334	255
大曲市	175	332
大曲市	289	6
大曲市	6	18
大曲市	18	26
大曲市	237	117
大曲市	28	51
大曲市	35	104
大曲市	14	33
大曲市	96	191
計	2545	3285

【注】単位:棟、26日現在。国土交通省などまとめた。結果が判明した市町村のみ

仙台市では、危険判定が、仙台市で続出している。危険判定が、仙台市で続出している。危険判定が、仙台市で続出している。危険判定が、仙台市で続出している。

皆さん 元気を出して頑張りましょう！！

3月11日の、千年に一度と言われる東北関東大震災で 皆さん 大変な被害を受けられて その復旧に連日ご苦労さまです。また心から お見舞い申し上げます。

当マンションでも、大怪我をされた方もおられますが、皆さんのお宅ではいかがでしょうか。

幸い 当マンションは、翌々日の13日(日)夕には、電気が点き それに応じて水道も復旧して 他の被災地の悲惨さを見ると 大変恵まれています。

しかし その後 火災警報の誤報や、水漏れ事故などが 多発して その都度 皆様には ご心配をおかけしておりますが、なんとか 今のところ 多少落ち着きつつあるようです。

あとは ライフラインとしては 都市ガスの復旧を待つだけです。これだけは大分先になりそうです。

さて 当マンション管理組合理事会としまして 今回の地震に関してこれまでに判明した情報を 下記のとおり皆さまにご報告いたします。

1) 11日、13日、14日夜の火災警報報知の原因について

13階の一室で地震により トイレ用タンクが転倒して水漏れが生じ その水が直下の12階住居まで落下、それを 12階住居室内の火災検知器が検知し 警報が報じられたようです。(これは、11日の時)

また 13日と14日の警報発生は 倒れたままのトイレタンクに 水道復旧により そのまま水漏れが再発生したため再び警報が発生したものと考えられます。

不運にも、その間 13階フロアの方は 避難退去中だったため、気がつくのが遅くなってしまいました。

現在は その原因と考えられる水漏れも停止したため、このような誤報の発生はないものと考えられます。

なお 検知した火災検知器は近日中に交換予定です。

2) 当マンションの火災警報システムについて

今回の誤報事故で 図らずも 当マンションの火災報知システムの概要が判明しました。

① 室内に火災検知器が設置されているのは 11階以上です。10階以下の室内にありません。

② 室内で火災検知された場合 その警報は自動的に 検知された階とその上の階のみの、室内と通路のみに 火災発生と避難を促す放送が流れる仕組みです。それ以外には放送されません。(マンション火災の場合は、上の階にしか 延焼しないための処置だと思われれます。)

③ 10階以下については 室内にその感知器はなく、もし火災発生の場合は 各共用通路に 1ヶ所ある火災警報器を 手で押さねばなりません。またその通知放送は 管理人室からの全館放送システムで、マイクを使って行うことになります。

3) 当マンションの耐震性について

平成17年12月8日付で、国土交通省から”マンションの耐震性等についてのQ&Aについて”と題した情報がありましたので、その一部を紹介します。 同省のホームページで見ることができます。

(10) 現在の建築基準法の耐震基準(新耐震基準)を満たしている建築物は、どの程度の地震に耐えられるのですか？

現行の耐震基準(新耐震基準)は昭和56年6月から適用されていますが、中規模の地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。

ちなみに 当マンションは 平成6年に建築確認を得ていますので、この基準に適合しています。

しかしながら 絶対大丈夫という保証ではありませんが、まわりの同様マンションをみても、倒壊等は見られず かなり信頼度は高いと考えられます。あとは 自分で判断するしかありません。

4) 3月19日予定の大規模修繕工事説明会の中止について

今般の大震災により このまま本工事を実施する状況にはありません。また 関係業者の方方もそれぞれ 甚大な被害を受けておられ いまだに連絡も充分にとれていません。さらに あらたに耐震診断や耐震改修の必要性も検討しなければならないと考えております。これらについては 専門家の意見をよく聞かねばなりませんので、本工事説明会は当面中止することと致しました。ご了解ください。

お願い ① まだまだ余震は続きますので、頭上からの落下物には 充分注意してください。

② 隣近所とのお声がけにより お互いの安否確認を継続されますようお願いいたします。

③ ガス元栓の全閉を再確認願います。

④ 長期に留守にする時、水道栓閉止と、電気ブレーカーを落とすことを忘れないでください。